

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：デロイト トウシュ トーマツ大連事務所

「中国の会計・税務の基礎：総復習」

セミナー質疑応答集

開催場所：大連（2008年7月9日）

【事前質問】

Q1：外国からの設備の輸入の際、関税或いは輸入増値税の免税処遇を得るにはどのような方法があるか。

A1：「外国投資産業指導目録」の奨励プロジェクト及び「中西部地区外国投資優勢産業目録」に該当し、且つ技術移転を伴う外国投資プロジェクトにおいて、投資総額内で輸入する自家用設備。ただし「外国投資プロジェクトの免税不可輸入商品目録」の貨物を除く。

「国家が重点的に発展を奨励する産業、製品及び技術目録」に該当する国内投資プロジェクトにおいて、投資総額内で輸入する自家用設備。ただし「国内投資プロジェクトの免税不可輸入商品目録」の貨物を除く。

加工貿易について、相手が提供した無償設備の免税は可能。

すでに設立されている奨励類外国投資企業、外国投資研究開発センター、先進技術型及び製品輸出型の外国投資企業が、技術改善のために、国内調達できない自社用設備及びその技術、部品を輸入する場合。ただし自己資金（準備基金、発展基金、減価償却、税引き後利益）の範囲内。

Q2：「東北老工業基地」の特例による増値税の減免は、設備輸入取引にも適用され得るのか。

A2：輸入設備にも適用される。

Q3：弊社は加工貿易で、ほとんどが中国国内から材料を調達しているが、一部、日本から無償支給材がある。仕入増値税輸出控除の金額が月によって振れが大きいため、有償支給へ変更を検討している。無償支給(来料)と有償支給(進料)のメリット、デメリットをご教示頂きたい。

A3：来料加工は、輸出に対する増値税が免税。

進料加工は、輸出に対する増値税に「免除、控除、還付」を適用する。

増値税においてどちらが有利・不利になるかは、企業の状況によって変わってくるため、ケースバイケース。

【当日質問】

Q1：中国人従業員が日本本社へ研修に行った際に、日本で支給される手当では個人所得税の課税対象か？

- A1 : 中国人の場合、国内・国外源泉にかかわらず、中国において課税対象になる。
- Q2 : 小規模・低利益企業の税制優遇およびハイテク企業の税制優遇の条件は「かつ」(すべて満たす必要があるのか) のか「又は」なのか？
- A2 : 「かつ」です。すべての条件を満たす必要がある。
- Q3 : 進料、来料加工を1つの会社の中で同時に実施することは可能か？また進料→来料、来料→進料への切り替えも可能か？
- A3 : 可能。ただし材料の区分管理が必要。
- Q4 : 固定資産の計上基準のうち金額基準(2,000元以上)が無くなったが、今後も従来通りの金額基準を適用しても税務上問題ないか？
- A4 : 税法上は何も規制が無いので会社独自の基準で処理しても問題ないと思われるが、税務局に確認した方が良い。
- Q5 : 新税法で固定資産の残存簿価の規定が無くなっているが、残存簿価の設定を全ての固定資産で変更する必要があるのか、それとも新税法施行後のものについてのみか？
- A5 : 新税法施行後のものについてのみ、すなわち2008年1月1日以降に取得した固定資産についてのみ。

以上